

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成28年11月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成28年8月22日（月）午前11時30分頃、周南市遠石3丁目の市道において、都市整備部公園花とみどり課職員の運転する公用車が市道左側に駐車中の相手方車両に接触し、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 山口市大内御堀1220-1
氏名 山口日産自動車株式会社
代表取締役社長 末富 健作

(3) 損害賠償の額

¥252,475-

2 専決処分の年月日

平成28年10月12日

(参考)

事故状況図

